

令和5年12月14日

## 宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

# 宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和5年12月14日（木）  
午前9時54分から午前11時38分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第94号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - (2) 議案第95号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - (3) 議案第97号 宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件
  - (4) 報 告 宇部市公文書等管理条例検討委員会についての報告
  - (5) 報 告 宇部市DX推進計画に関する報告
  - (6) 報 告 公共施設の包括管理委託についての報告
  - (7) 議案第98号 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件
  - (8) 報 告 うべ未来エネルギー株式会社の経営状況について
  - (9) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について
  - (10) そ の 他

## 4 出席委員（9名）

委員長	城 美 暁 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委員	唐 津 正 一 君	委員	河 崎 運 君
委員	甲 谷 理 温 君	委員	重 枝 尚 治 君
委員	時 田 洋 輔 君	委員	西 村 享 平 君
委員	松 岡 伸 一 君		

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

- (1) 議案第94号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (2) 議案第95号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (3) 議案第97号 宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
職員課長	穂 積 紀 子 君
同課副課長	綿 谷 和 久 君
同課給与厚生係長	片 山 佳 宙 君

(4) 報 告 宇部市公文書等管理条例検討委員会についての報告

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
総務課長	松 田 映 子 君
同課副課長	飯 田 浩 二 君

(5) 報 告 宇部市DX推進計画に関する報告

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
デジタル推進課長	吉 岡 徹 君
同課副課長	安 達 佳 二 君

(6) 報 告 公共施設の包括管理委託についての報告

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君
次 長	濱 原 貴 宏 君
次 長	岩 崎 勝 君
財産管理課長	玉 泉 信 寛 君
同課副課長	大 石 宗 孝 君

(7) 議案第98号 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

総合政策部

部 長	古 林 学 君
次 長	田 中 弓 子 君
次 長	中 村 淳 一 君

政策企画課副課長 正 司 優 子 君

財 政 課 長 入 江 慎 一 君

(8) 報 告 うべ未来エネルギー株式会社の経営状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 田 中 弓 子 君

次 長 中 村 淳 一 君

政策企画課副課長 正 司 優 子 君

(9) 報 告 宇部市行財政改善委員会の開催状況について

総合政策部

部 長 古 林 学 君

次 長 田 中 弓 子 君

次 長 中 村 淳 一 君

行革推進課長 弘 中 秀 治 君

## 8 事務局職員出席者

書 記 高 木 徹 也 君

## 9 傍聴者

宇部日報 1 名

---

——— 午前 9 時 5 4 分開会 ———

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

時間が早いですが、みなさんおそろいなので始めたいと思います。

ただいまから、総務財政委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案にしたがって進めたいと思いますが、順位 10 の、その他については、執行部の説明順の都合により分科会審査後の、一番最後に取り上げたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 暁 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在申し込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申し込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念の

ため申し添えます。

---

**委員長（城美 暁 君）** それではまず、議案第94号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** よろしくお願ひいたします。

議案第94号、それから議案第95号、これにつきましては、内容が関連しております。説明の順番といたしましては、第95号のほうから先に説明させていただいたほうが分かりやすいかと思いますが、このような順番でよろしいでしょうか。

**委員長（城美 暁 君）** 皆さん御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** はい、ではそのようにしてください。お願ひします。

**執行部** はい。それでは大変申し訳ございません。議案第95号のほうから御説明させていただきます。

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件です。これにつきましては一般職の国家公務員の給与改定を踏まえ、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。どうぞよろしくお願ひします。

**執行部** 職員課です。よろしくお願ひいたします。それでは説明いたします。

これは先ほど申しましたとおり、令和5年8月に発出された人事院勧告により、一般職の国家公務員の給料その他の勤務条件に関する勧告がなされ、これを受け国会において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決しました。

これにより、本市職員の給与に関し、国準拠という基本的な考えの下、給料、期末勤勉手当について改正を行うものです。

お手元の概要に沿って説明したいと思います。議案集では、7ページから18ページとなっております。

まず、内容の1ですけれども、給料表の増額改定です。改定率は全体平均で1.1%の上昇となります。

次に2番目、期末勤勉手当の支給率引上げについてです。初めに、一般職についてですけれども、令和5年度の表を御覧ください。期末勤勉各0.05月の引上げ分を12月期に加算します。これにより、12月期の期末手当は1.2月から1.25月となり、改正後の期末手当の支給率は2.45月、12月期の勤勉手当は1.0月から1.05月となり、改正後の勤勉手当の支給率は2.05月、年間では、期末勤勉手当が4.4月から4.5月の改正となります。

次に、令和6年度については、引き上げられた期末手当2.45月、勤勉手当2.05月の支給率を、6月期及び12月期に按分して積み増します。これにより、期末手当は1.225月、勤勉手当は1.025月となり、年間では合わせて4.5月となります。

続きまして、再任用職員についてですけれども、令和5年度の表を御覧ください。期末勤勉各0.025月の引上げ分を12月期に加算します。これにより、12月期の期末手当は0.675月から0.7月となり、改正後の期末手当の支給率は1.375月、12月期の勤勉手当は0.475月から0.5月となり、改正後の勤勉手当の支給率は0.975月、年間では、期末勤勉手当が2.3月から2.35月の改正となります。

次に、令和6年度については、引き上げられた期末手当1.375月、勤勉手当0.975月の支給率を、6月期及び12月期に按分して積み増します。これにより、期末手当は0.6875月、勤勉手当は0.4875月となり、年間では合わせて2.35月となります。

以上による年間の人件費の影響額は、約1億円となります。

この条例の施行日及び適用日ですけれども、給料表の改定は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用、期末勤勉手当の支給率の改正は、令和5年12月期に係る改正が公布の日から施行し、適用日は令和5年12月1日。

また、令和6年6月期以降の改正は、令和6年4月1日からの施行となります。

なお、臨時・会計年度任用職員についても、正職員の給料表を準用していることから、同様の改定を行い、その影響額は約5,000万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

質疑はありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** これは一般職員も再任用職員も、臨時的任用職員も会計年度任用職員も、遡及して4月からということになるのですか。

**執行部** はい。そのとおりです。

**委員（時田 洋輔 君）** あと確認なのですけれども、定年延長はまだないのですか。定年延長もこれに当てはまるのですか。

**執行部** 定年延長の制度は今年度からですけれども、対象者は令和6年度からとなりますので、この令和5年度の改正については、該当がございません。来年度からは、同様の対応となります。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結します。

これより、採決いたします。

議案第95号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（城美 暁 君）** では次に、議案第94号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第94号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

これは先ほどの議案第95号にありました、一般職の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を同様に引き上げるものでございます。

詳細な内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしく願いいたします。

**執行部** それでは説明いたします。

お手元の概要の議案第94号を御覧いただきまして、議案集では3ページから5ページとなっております。要旨につきましては先ほどの議案第95号と同様でございます。内容については、市長等の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるものです。

令和5年度の表を御覧ください。0.1月の引上げ分を12月期に加算します。これにより期末手当の改正後の支給率は12月期、2.3月となり、年間では4.5月となります。

次に、令和6年度については、年間4.5月の支給率を、6月期12月期に均等に按分して加算します。これにより、6月期2.2月を2.25月へ。12月期2.3月を2.25月に改正します。年間の支給率は同じく4.5月です。

これら引上げによる年間の影響額については、市長、副市長、常勤監査委員、教育長及び公営企業管理者で、約52万2000円となります。

次に、条例の施行日、適用日については、令和5年12月期に係る改正が公布の日施行、適用日は令和5年12月1日。

また、令和6年6月期以降の改正は、令和6年4月1日からの施行適用となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第94号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（城美 暁 君）** それでは次に、議案第97号宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第97号宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件について、御説明いたします。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させます。

**執行部** それでは御説明いたします。

お手元の議案第97号の概要を御覧いただければと思います。

まず、宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例ですけれども、この条例は、災害対策基本法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の規定による、本市に派遣された職員に対する災害手当等の支給を行うものであります。

このたび、新型インフルエンザ等対策措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が、新型インフルエンザ等緊急事態措置から、特定新型インフルエンザ等対策へと拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができている手当の名称が、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改正されまして、それに伴って、参照条項と文言を変更するものです。施行日は公布の日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** 具体的にどういうふうに変わりますか、確認です。

**執行部** 現時点では、新型インフルエンザ対策緊急事態というものだったのですけれども、それよりももう少し前の段階から派遣をしてくださる時の手当の対象の業務が広がる、拡大するということです。

**委員長（城美 暁 君）** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第97号宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（城美 暁 君）** 次に、宇部市公文書等管理条例検討委員会について、報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。執行部から、報告を求めます。

**執行部** それでは、現在開催しております、宇部市公文書等管理条例の検討委員会につきまして、内容、経緯を御説明させていただきます。

報告につきまして、担当課長のほうから、詳細を説明させます。どうぞよろしくをお願いします。

**執行部** 総務課です。よろしくをお願いします。

それでは11月2日に開催しました、第1回宇部市公文書等管理条例検討委員会の開催状況について、お手元の資料に沿って御報告をいたします。本委員会は、宇部市公文書等管理条例の、令和6年3月定例会での制定に向け、有識者から幅広い意見を聴取し、専門的・第三者的な見地からの検討を行うために設置されました。

委員は、弁護士1名、学識経験者2名、報道関係者1名の合計4名で構成されています。

第1回目の委員会では、委員全員に御出席いただき、まず、委員長・副委員長の選出を行いました。次に、条例制定の経緯等について事務局から説明した後、条例の素案について御審議いた

だきました。次に、公文書の保存年限満了後に、特定歴史公文書に選別する基準を別に定めることや、廃棄する公文書を委員会に諮問することなどの確認が行われ、条例（素案）は全会一致で承認されました。

条例の素案については、庁内で意見聴取を行ったところ、13件の意見がありました。また現在実施しているパブリックコメントでは、今のところ意見提出者はお1人で、7件の御意見をいただいております。

これらの御意見を参考にして、令和6年2月に第2回検討委員会を開催後、3月の定例会に議案として提出する予定です。

以上で、宇部市公文書等管理条例検討委員会の開催状況についての御報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただ今の報告について、質疑等ありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** その委員会でもう少し具体的に、条例（素案）について何か具体的な意見とかこんなふうにとか出ましたか。そもそもそれによって、最初、事務局として出された素案が、そこからちょっと変えられて、意見を反映して、パブリックコメントにかけられたという、そういうことはあったのでしょうか。

**執行部** 第1条の目的のところの言い回しについて、あと市民の知的資源というところを強調するために変えたほうがいいのかという御意見をいただきまして、そちらは反映させていただいております。

以上です。

**委員（時田 洋輔 君）** それぐらいだったのですね。特に委員から、こういうふうにしたりとか、これはどんな意見とか質問とか、ここに資料として出されている2、3問以外は、出されていないとなると、委員会の構成は大丈夫なのかなと思うのですけれども。

**執行部** 直接、条例（素案）に反映したところは以上なのですが、その他の御意見として、選別基準をどこで規定するのかや、公文書の除外規定に特定歴史公文書が規定されたため、現在の情報公開条例も同様に規定すべきでは、という御意見はありました。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** はい。大丈夫ですか。

西村委員。

**委員（西村 享平 君）** 委員構成の4名の、弁護士さんと、学識経験者2名、報道関係者の氏名の公表はどうなっていますか。

**執行部** こちらのウェブサイトにも載せさせていただいておりますので、報告いたしますと、弁護士の先生は弘藤先生で、学識経験者は、山口大学の林先生と、下関市立大学の野先生、報

道関係者は宇部日報の協会長になっております。

以上です。

委員（西村 享平 君） ありがとうございます。

委員長（城美 暁 君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔 君） 検討委員会の報告ということで、ちょっと素案に対しての意見も、パブリックコメントに出すのもあれなので簡単に。もし、みなさんお手元に素案そのものがあれば、素案に沿っていくと、ちょっと意見として、2ページ目の第2条第2項の中に「決裁若しくは供覧又は」、というふうに、これを公文書というか、となっていますけれども、市民への説明責任を果たすためのものとして決裁、供覧文書だけで達成できるのかなという。一般的な公文書管理法にはそういう文言はなくて、やはり公文書とか、意思決定過程が見えてくるというもので、決裁、供覧文書に限らずというところが公文書管理法ですので、狭めることはどうかなと思います。というのが1点目。

2点目は、7ページの第9条のほうに、管理状況の報告等がありますが、県の条例とか国のほうにも実地調査の権限が明記されているのですよね。国とかと違って市町というところで全て統一されるので、もともと権限を持っているのかもしれませんが、実地調査権限というのはあったほうがいいのかと思います。

それで、8ページで第11条第4項の下のほうですけれども、目録の具体的項目が、山口県の条例には列記されていますし、やはり目録、市民が調べるほう側に立つと目録というものは、はっきりとさせておいたほうが、国のほうとか山口県条例ぐらいにはそろえて、基本的な項目、目録というのを定めたほうが、いいのではないかなと思います。

あとは、最後の16ページ。第29条の公文書等管理委員会のところですが、この中で、会議は、非公開となっているのですね。初めから非公開とするという委員会は、普通ないと思うのですよ。公開が原則ですので、内容によっては非公開というのはもちろん分かりますけれども。原則公開というのが、国のほうもそうになっていますし、山口県条例でもそうになっています。ただし内容によっては非公開とするというのは、それは確かにそうだと思いますので。そういうふうにしなれば、やはり、公文書は市民に開かれた市民にもというところで、必要ではないかと思えます。

あと、一般質問で言いましたけれども、何人もというところで、情報公開条例とか、先ほどの決裁、供覧の文書もあれも情報公開条例と、改正されたほうがいいのではないかなと思います。

あと第20条に戻ってすみません。費用負担ですね、利用請求者の負担とするというところですが、もう少し明確に、例えば実費の範囲内とか、市民に負担がかかる部分ですから、せつかくの条例ですので、縛るというところではそういうところを加えたほうが、ワーツとたくさん意味もなく請求があつて、たくさんガーッと加えさせられているきちんと実費は、市民のほうでと

いうのが必要なのかなと思ったりします。

すみません、もう1回委員会に戻って、そもそもの委員会の担当する内容が、県条例や、国のほうよりもかなり狭くなっているのではないかと。具体的には、文書管理規程とかは、基本、多分国でも、山口県でもこの委員会が担当しているというふうになっていると思うのです。これがないと、公文書を全部執行部側で、これが公文書とか文書規程も決めた上で、市民に開かれた——結局内部だけで取り決めて、あと決まったものを自分たちでやるというのは、今までの公文書管理のいろいろな問題点から、そこは問題があると思うのですよね。広くきちっと、委員会で、共通認識で議論してというところで、そういう国のほうとか県条例と同じように、その辺の権限は入れたほうがいいと思います。

すみません。いろいろ言いましたが、せつかくですのでちょっと意見でした。

**委員長（城美 暁 君）** 要望ということで、答弁は求められますか。

**委員（時田 洋輔 君）** いや、いいです。

**委員長（城美 暁 君）** よろしいですか。今いろいろありましたが、部長よろしいですか。

**執行部** まさに今日、本日まで市民の方に対するパブリックコメントを行っておりますので、このパブリックコメントの意見と、今、時田委員から頂きました御意見を参考にさせていただきます。3月議会のほうにきちんとした形でお示しさせていただきたいと思っております。

以上です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。よろしいですかね。

ないようですので、以上で、宇部市公文書等管理条例検討委員会についての報告は終わりました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、宇部市DX推進計画に関して、報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

**執行部** それでは、宇部市DX推進計画に関する報告をさせていただきます。この計画につきましては、6月の総務財政委員会においても報告させていただいております。その時点から改めて進展したところは、基本計画のさらに下のアクションプラン、これを具体的に作成いたしました。それから、そのアクションプランを踏まえたパブリックコメントを行っております。こういった経緯を一度御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

**執行部** デジタル推進課です。よろしくお願いいたします。

それでは、宇部市DX推進計画に関する報告について御説明します。

6月の総務財政委員会でも、先ほどもありましたように御説明させていただいたところですが、本市ではこれまで新庁舎への移転を契機に、市民サービスの利便性向上、そして行政運営の効率

化、こちらを一層加速化させるために、宇部市デジタル市役所推進計画を策定し、その推進に取り組んでまいりました。

この計画は、昨年度の令和4年度末までが計画期間であったことから、この計画を引き継ぐものとしたしまして、国が策定した自治体DX推進計画、こちらに掲げる重点事項等も踏まえた上で、本市のDXの推進の方向性を定めるものとして、策定したところでございます。

本計画は、本市が進むべき将来像を示すものとなっており、この計画に沿った具体的な取組を示すものとして、アクションプランをこのたび作成しております。

作成した上で、6月の総務財政委員会でも御説明させていただいたとおり、宇部市DX推進計画及びアクションプランの素案について、10月から11月の1か月間にかけて、パブリックコメントを実施させていただきました。

結果としましては、提出された意見はなしということで、宇部市DX推進計画及びアクションプランが完成しましたことをこの場をもって御報告をさせていただきます。

なお、DX推進計画の概要、全体版、そしてアクションプランを、このたび資料として配付をさせていただきます。

なお、本計画及びアクションプランの内容につきましては、外部人材として登用しておりますCIO補佐官の支援も、今も受けておりますが、引き続き受けながら、具体的かつ効果的な取組として進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、以上で、宇部市DX推進計画に関する報告は終わりました。

---

**委員長（城美 暁 君）** それでは次に、公共施設の包括管理委託について、報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

**執行部** それでは、公共施設の包括管理委託についての御報告をさせていただきます。公共施設の包括管理委託の導入につきましては、令和3年8月の総務財政委員会におきまして、まずは新庁舎の供用開始に伴って、総合管理、これを実施させていただくと。またその後、その他の公共施設を、包括管理委託とする方針ということで御説明をさせていただきます。

また、その後の令和5年3月の総務財政委員会におきまして、包括管理委託については、一旦令和6年度から、現行の本庁舎の総合管理に一部の他の施設を試験的に導入していくという、その手続きを踏まえた上で、令和7年度から全施設に本格的に導入するという方針を御説明させて

いただいております。

このたび、この包括委託の導入の方法につきまして、令和6年度から予定しておりました、一部施設での試験的な導入、これについてちょっと見送りをさせていただきたいということで。見送りをした上で、令和7年度から一括して、包括管理委託を導入するということに変えていきたいということの、御報告でございます。

この経緯の詳細につきましては、担当課長から説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

**執行部** それでは公共施設の包括管理委託について御説明します。このたびの報告内容は、公共施設の包括管理委託の導入スケジュールの一部変更についてです。

まず、包括管理委託の内容について、改めて御説明いたします。

まず、資料の3、その他を御覧ください。①の包括管理委託についてですが、包括管理委託とは、多数の公共施設の設備保守点検や清掃業務などの施設の維持管理業務を一元化し、民間事業者にまとめて委託することです。庁内を総括する担当課と専門知識のある包括管理事業者が、一括契約することにより施設の業務品質が向上し、施設の長寿命化に寄与することができ、適切な施設マネジメントが可能になります。

では、資料の1、導入スケジュールの変更について説明いたします。当初の予定では、令和5年度に包括管理委託を先行で導入する施設を検討し、令和6年度に一部の先行導入施設のみで包括管理委託を開始し、令和7年度から包括管理委託を本格的に実施する予定でありました。

しかしこのたび、これまでの方針を見直し、令和6年度に予定していた先行導入施設のみでの包括管理委託の実施を見送り、令和7年度から一括した包括管理委託を導入開始することに変更いたしました。

これにより、令和5年度は、業務全体の規模やコストメリットを十分に検討した上で、対象施設、対象業務の選定に十分な時間が確保でき、適切な予算見積りや他市等の調査、また地元業者に対する丁寧な説明等が行えます。

次に、スケジュールを変更した理由について説明します。本市においては、包括管理委託、あるいは現在本庁舎で実施している総合管理委託の経験値がなく、また県内他市においても導入実績がないということから、特に多くの施設の業務を一元化し、民間業者にまとめて委託する包括管理委託については、安全確実な行政サービスの提供や、業務の効率性、また地元事業者への影響等において不安な面もありました。

このため、包括管理委託を行うに当たっては、業務を慎重に進めていく必要があると考え、まずは本庁舎の総合管理委託の検証をしっかりと行うとともに、令和6年度において、試験的に一部の施設の先行導入を実施し、包括管理委託が安全かつ効果的に機能するのか、試験的に実施する予定でした。

このような中、令和4年度から新庁舎で導入した総合管理委託においては、安全な施設サービスの提供と、行政事務の効率化が十分に確保できており、また、受託者と再委託先の地元業者との協業体制についても、今までどおり発注がなされていると、特に問題なく総合管理委託が実施されていることが確認できました。

また、県外他市の状況を見ますと、総合管理委託を実施している市において、包括管理委託に移行する前に、先行導入施設のみで包括管理委託を実施している市はなく、全国の導入例から見ても、一括して包括管理委託を実施しても、民間事業者において十分に対応できており、特に問題が見られないことが分かりました。

加えて、令和5年度の限られた時間を先行導入施設の選定に費やすよりも、令和7年度からの導入に向け、効果が見込める施設及び業務の選定作業や、地元事業者への丁寧な説明を実施していくことなどに時間を費やすほうが、コスト面を含めてメリットが大きいと判断しました。

このように、現在行っている本庁舎の総合管理委託や、全国各地で行われている包括管理委託を検証した結果、安全性や専門性において、本市が期待する効果は十分に発揮されていること、また地元業者とも良好かつ円滑に業務が行われていること、全国の例を見ましても、本市規模の包括管理委託は十分一括で行えること等から、大きな経営負担を伴う令和6年度の試験的な一部施設の導入は、必要ないと判断しまして、令和7年度からの一括導入に変更することとしたものです。

次に3、その他に戻りますが、②対象業務については、保守点検、清掃、警備等の維持管理業務と、30万円未満の小規模修繕に関する業務を実施していきます。

次に、③対象施設については、現在のところ、事務庁舎、市民交流施設、学校関連施設等、約120施設を予定しています。

次に、④効果額については、保守点検等の維持管理業務においては年間2,900万円、小規模修繕に関する業務においては、年間約5,800万円、コストメリットとして合わせて、年間約8,700万円の人件費の削減効果があると見込んでおります。

なお、一番最後に参考として、令和5年3月の総務財政委員会において、新庁舎の総合管理委託の検証結果について報告した内容を抜粋して挙げています。これは、包括管理受託業者と市内業者との協業体制を検証するため、再委託先業者へ実施したアンケートの結果の内容であります。再委託業務の主体業者の発注率は52%、従業者の市内雇用率は86%となっています。なお、市内業者発注率が52%と低いのは、例えばエレベーター等、設備点検については、初めからメーカー保守であることが、業者から特定される場合があったりすることがあるためであり、地元業者で対応可能な電気設備、消防設備とか、清掃、警備、環境衛生の各業務については、24業務、全て市内業者で行ってもらっています。また、市内業者の聞き取り調査の内容から見ても、特に課題は見られません。

以上で、包括管理委託の導入について、報告事項の説明を終わります。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について、質疑等はありませんか。甲谷委員。

**委員（甲谷 理温 君）** すみません、確認させてください。ちょっと長かったので頭が混乱している面もあるのですけれども。

令和5年度に、令和6年度の先行導入する施設を検討の予定だったものが、やはり他市の状況とかを調べると、バラバラ行くよりも一括していったほうが、コスト面もいいしメリットも大きいので、ちょっと1年間ぐらい考える時間をおいて、令和7年度から施行するというストーリーでよかったですでしょうか。

**執行部** そのとおりです。スモールスタートでありますと、対象施設が限られているということで。けれども、事業者としてはそれに対応するための人数を確保しなければいけないということで。でも、それを実際、保守点検等みる施設自体が少なければ、コスト的にはかなりマイナスになるということなので、ある程度の施設を全部見られるような状況といえますか、スタッフ自体は同じくらいで施設数を多く見られるような状況のほうが円滑に進むというか、コストメリットが大きいと考えております。それで変更をした次第であります。

**委員長（城美 暁 君）** よろしいですか。

ほかにありますか。重枝委員。

**委員（重枝 尚治 君）** 資料のその他のところで、今、一番大事な部分は甲谷議員が聞かれたので、実証的にやるような中途半端な形はやめて、もうやるのなら、本格導入でやっという判断があったということですね。それで、その他のところの①のところに、元請はマネジメント、実業務は地元業者で、さっき市内の業者さんの割合とか説明があったのですけれども、この元請のマネジメントというのは、従来は市の職員が、個別の施設の担当で、保守の点検とか清掃とか出していた。この全体的なその管理の総括をするところも、今度は業者委託をしてやっっていくということですか。

**執行部** そうです。今までは、委託等はそれぞれの部署で行っていたのですけれども、それを全ての情報を集約して、横断的にいろいろな施設の状況があると思うのですけれども、そのデータが全てそこに集約するわけなので、優先順位をつけて効果的な修繕をしていくという考え方に基づいています。

**委員長（城美 暁 君）** はい。部長から補足があるようです。お願いします。

**執行部** 包括管理について申します。今委員おっしゃいましたとおり、各課がいろいろな施設管理に関する契約、これをいろいろな課がそれぞれ組んでおります。今やっておりますのが、全庁的にこの包括管理に持っていく場合に、各課がどういう個別の委託契約をやっているかというのを、これを全部洗い出しを行います。その中で、包括管理として委託に出せそうな業務を主管

課と一緒に調整を行いまして、業者選定に当たりましてこれらの業務を一括して、その事業者で受けていただきます。

その時に、本市としては、今こういう業務を、こういう請負額でやっています。この数字も守ってくださいという形で、今後は業者をプロポーザルで募集していくという形です。おっしゃいましたとおり、今各課が、バラバラと持っている委託業務の契約業務とか、あるいは支払いの業務、これを一括して、専門業者のほうでマネジメント業務として受け取っていただくということで、本市としましては、各課が行っている業務がぐっと圧縮してなくなっていく。状況によりましては、例えば、学校施設などの場合におきましては、教育施設課とかではかなり学校関係の施設修繕関係で、かなり職員の人数を割いておりますので。そういった機構の見直し自体が出るぐらいの業務量の変化が起こるのではないかと期待しております。

以上です。

**委員（重枝 尚治 君）** はい。そういう形にできれば、その効果額で書いてある、その職員が今まで張り付いていた部分の人件費相当が、マネジメント料を払ってもなおかつ差額として、効果額8, 700万円が出てくるということなのですね。

**執行部** はい。おっしゃるとおりでございます。マネジメント料というのは、民間事業者のほうにもそういった専門家が何人かやはり来られますので、その人件費というのは、本市のほうで負担させていただくこととなりますが、それ以上に人件費の部分のコストメリットでありますとか、業務削減による時間外勤務の縮減とか、あるいは組織のスリム化とか、こういったものの効果が非常に大きいということでございます。

以上でございます。

**委員（重枝 尚治 君）** はい。分かりました。

最後にちょっと対象業務のところでは小規模修繕が30万円未満に対する業務を出すということなわけけれども、この30万円未満の小規模修繕が必要だという判断は、もうそのマネジメントのところではやるということですか。

**執行部** はい。この包括委託の中で、非常に難しい、今、議員のおっしゃいました、例えば施設修繕とかの緊急度、あるいは予算配分をどうするかというところがございます。この辺りは他市の例でいきますと、やはり財産管理課のほうに、こういった専門的な特に建物関係の知識とか必要になりますので建築職の配置とかを行いまして、その建築職の職員と委託された事業者のほうで、現場に行ってみたりする中で、市側のほうがやはり判断をしていくようになるようです。本市としても令和7年度の導入に当たりまして、そういう財産管理課のほうにおける人員体制は整えていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

**委員（重枝 尚治 君）** はい。マネジメントの中でそういったことで、これ必要ですよと

いう指摘をして、最終的には市のほうで予算をつけて、判断をして予算をつけて対応していくということですのでよろしいですね、30万円未満については。

**執行部** ちょっと資料が分かりにくかったかもしれませんが、30万円未満の小規模修繕に関する業務も、民間事業者側の事業としてやってもらいますよと。小さな修繕も含めてやってくださいと。

ただ、その修繕費というのは、もう大きな枠で、例えば何億円とかいう形で委託させてもらうことになりますので、その中で、実際に小規模修繕を、どこを優先的にやっていくのかというのは、やはり市側と事業者のほうでしっかり協議をしていって、市側の判断でやる、優先順位等により行っていただくというふうになると思います。

以上でございます。

**委員長（城美 暁 君）** ほかに。西村委員。

**委員（西村 享平 君）** 複数の施設の維持管理をまとめて委託という包括管理委託ですが、例えば、学校施設は学校施設でまとめて、包括で管理を委託するのか、それとも地区地区で、例えば北部は北部地区の何施設、その辺の何かこうセクション分けというか、もう全部一括なのですか。

**執行部** 対象施設120を今予定しておりますけれども、その中に委員おっしゃいました、学校施設もありますし、市民センター、ふれあいセンターの施設全部入ってきます。これはもう一括です。その120の施設を全て、今後そのプロポーザル等で行った業者に、その施設の維持管理保守とか全て一括でお願いするようになります。

この地区はA社、この地区はB社とか地区に分けるとかではなくて、120施設全部委託で対応いただくというか、そういった維持管理業務をやっていただきますよという形の業者を、今から選定していくようになります。

以上です。

**委員（西村 享平 君）** 分かりました。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。よろしいですかね。

ないようですので、以上で、公共施設の包括管理委託について報告は終わりました。

総務部の皆さん、お疲れ様でした。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第98号宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件を議題とします。執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第98号宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

議案集の25ページ、今見ていただいていると思うのですが、その左側のほうに、鍵括

弧で説明という欄がございますが、こちらに記載のとおり、本基金については、近年、水源の環境保全に係る啓発活動、具体的には小学生向けの環境学習であったり、地元住民等に対しての水源探訪などですが、これらの財源としての活用が主な運用状況となっております。

当初、基金設置時に想定していた小野湖周辺地区での浄化槽の設置に対しての助成であったり、水源緑地の用地取得、あるいは民有林の整備に対しての助成などでの運用が、今ない状況ということで、また今申し上げた目的については、この目的で活用が可能な森林環境整備基金というものを、国から交付される譲与税、これを原資として、令和4年度末に設置したということから、水源かん養基金については、今回、年度末に廃止をするということで、提出をさせていただいたものです。

説明は、以上になります。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

**委員（時田 洋輔 君）** 令和4年度とか令和5年度での、この基金の運用で活用状況かな、あわせて出入りを、やる必要がなくなった、活動の見込みがないという説明なので、本当はないのか確認させてください。

**執行部** 今予算上で、歳入のほうですが毎年、水道の有収水量1立方メートル当たり1円という形で、ここ近年は例年大体千七、八百万円ぐらいだったと思うのですが、水道局から、有収水量の一部というものを積立させていただいていたのですが、令和5年度につきましては、今の水道事業の経営状況等も鑑みて、実は一旦休止をしていますので、今年度についてはその積立てがない状況です。

それから歳出につきましては、それまでもともとスタート時点ではこれ、山陽自動車道の基金というものを原資に始めたものを、そのあと数十年、今言った水道局からの積立てというもので、積立てつつ、使いつつという形で行ってきたので、令和4年度末現在で、2億7,000万円、8,000万円程度の残があります。これに対して実際令和5年度の歳出につきましては、先ほど説明のところでも申し上げたのですが、小学生向けの環境学習であったり、水源の大切さみたいなものを、今小野湖の日でイベント的にちょっとパネル展をやったり、あと市有林の整備の関係で一部、お金を使っているということで、全体で最初のほうは、まだ金額はあれなのですが、予算上は400万円程度ぐらいを組んでおるという状況です。そのうち今の一番最初に言った小学校の環境学習のところで、およそ三百数十万円がほとんどという形です。

**執行部** 水源かん養基金の積立と処分状況について、令和2年度と令和3年度令和4年度で申し上げますと、積立てのほうは今、次長が説明いたしました、水道局からの有収水量1立方メートル当たり1円という形で、それを原資に積立てを行っております。これが、令和2年度は1,

841万1,000円。令和3年度が1,823万7,000円。令和4年度が1,744万6,000円。大体1,700万円から1,800万円ぐらい。

一方で、この基金を取り崩して、水源涵養事業に充てている金額が、令和2年度は260万2,000円、令和3年度が451万2,000円、令和4年度が363万4,000円。本当平成15年から平成26年ぐらいまでは、2,000万円を超える事業を、基金を取崩してやってきました。これは主に森林施業とかで、その先には水源涵養に資するであろうというような事業で、水源かん養基金が作られる前から、やはりそういった森林施業とかにかかる事業というのは、きちっとやってきました。

その財源として使っておりましたが、この近年では、少しずつ今次長が言ったように水源探訪とか、少し充当する事業というのを、整理をしてきたような形で、あまり今処分はしてない形です。

**委員（時田 洋輔 君）** 今の御答弁で確認なのですが、いろいろありますが、併せてお伺いしますけれども、この条例改正案では、残った分は財政調整基金に充当となっていますけれども。今お伺いしたら、水源の探訪とかそういうのもされたりして、そういう教育に関し財政調整基金に入れてしまうと、もう一般的になってしまって、そこへの充当がされていくのかという心配があるのですけれども、そもそもそういうものが不要なのか、それとも他のところで対応するのかとか。

あと、森林譲与税の話は、森林環境整備基金になっているのですかね。もし似たような事業で使っていくのなら、そちらの基金に繰り入れても良いのではないかなと思ったのですけれども、財政調整基金になっていると。

あと途中からは水道局からの積立てがあったのですよね。となると水道局も独立採算で大変な中、その分はある程度割合を決めて、水道局に返していくという必要もあるのではないかなと思います。そういう3点を含めてなぜ財政調整基金へと、提案されているのかお伺いします。

**執行部** はい。まずは、今の既存の事業、小学生に対しての環境学習というところですが、これもちょっと説明のところでも申し上げたつもりだったのですが、まず同じような目的で活用ができる森林環境整備基金というものがありますので、必要な事業については、同等の目的であればこの森林環境整備基金のほうを活用できるのかなというふうに思っております。

それから2点目、同じような目的があるのならば、なぜ財政調整基金ではなく、森林環境整備基金のほうへ、今の廃止したものの残を積まないのかというところなのですけれども、もともとの原資が山陽自動車道の整備基金であったということで、これがおよそ3億6,000万円です。スタートしております。その後、毎年大体2,000万円から今申し上げたとおり1,700万円ぐらい水道局のほうから料金収入の一部を積立させていただいてということなのですけれども、部長の説明でもありましたとおり、基金設立当初は、およそ大体2,000万円から多いときは

本当4, 000万円ぐらい使ってきておるといの中で、現在の水源かん養基金の残高が、一番最初の原資であった、山陽自動車道の基金、3億6, 000万円に対して、今およそ2億7, 000万、8, 000万円ぐらいになっているというところで、今の2億円、残額については一応、一般財源剰余金という形での整理をさせていただいたということです。

それから3点目が、今の2点目の説明と重なるかと思うのですが、水道局の独立採算ということで、一部を水道局に返還ということなのですけれども、毎年毎年水道局が積立ってきていたもの以上に、もともとの市が準備した、3億6, 000万円の山陽自動車道の基金そのものも今減っているという状況ですので、ここは水道局とも事前に調整をさせていただいて、一応今の財政調整基金にということで、御納得をいただいているというところですよ。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第98号宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**委員長（城美 暁 君）** 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（城美 暁 君）** 次に、うべ未来エネルギー株式会社の経営状況について、報告したいとの申し出がありますのでこれを許可したいと思います。執行部から報告を求めます。

**執行部** はい。それでは、うべ未来エネルギー株式会社の経営状況ということで、御説明をしたいと思います。

今御覧いただいている資料のほうに4つほど、表が見えますが、その一番上の表から順次かいつまんで話をしていきたいと思えます。

まず、令和4年度の電力の小売状況ということで、一番最初の表になるのですけれども、令和4年度末、令和5年の3月の時点で、71の市の施設に対して、電力を供給している状況です。一番上の表の4段目になりますが、電力の供給に対しての販売金額というのが、お示しのとおり、4億3, 590万8, 000円という形になっております。

実際に、この売上げに対しての収支の状況というところが一番気になるかと思えますが、

3つ目の表、収支決算状況の表を御覧いただきたいと思います。最終的な売上高、これは余った電気の再売却なども含めたお金になるのですけれども、売上高が3つ目の表の、一番最初の段に示してあるとおり、4億6,181万7,000円ということになっております。

こちらのほうからその下、ずっと売上げの原価であったり、販売管理費、こういうものを引いていった営業利益が、4段目のところですが、7,734万9,000円になります。

そこから税等を引いた、令和4年度の純利益というものが、5,669万7,000円ということで、単純に、5,669万7,000円の純粋な黒字が出ている状況になります。

この結果ですね、今、経営が開始されて、令和4年度で4期目ということになるのですけれども、うべ未来エネルギー株式会社のほうの純資産というものはその下の段ですけれども、1億2,957万5,000円を今、キャッシュで持っておるという状況です。このうち1,000万円は、もともとの株式の出資金になりますので、会社で自由に使えるお金というのは、この中から1,000万円を引いたおよそ1億2,000万円。これが余剰資金という形で今持っているという状況です。

ちなみに、令和5年度の上半期、9月末までの時点でいくと、実際の契約施設というのが74ということで、2施設増えております。それから、これはいずれも市の公共施設ということになりますが、上半期時点での令和5年度での純利益というのは、現在、9月末時点で、一応7,000万円という状況で今経営がされているということですので、純資産そのものも、今申し上げた1億3,000万円から7,000万円くらい増えて、およそ2億円ぐらいの今純資産があるというような状況になっておると聞いています。

それから次のページに、今申し上げたように一応経営そのものは、供給先というのが市に限定されている関係もありまして、堅調に推移しているという中で、実際に会社そのものがこれだけ資産を増やしてきているという状況の中で、当初計画していた経営規模の拡大、市だけではなくて、国や県の施設、あるいは民間の事業者、最後には市民まで、経営規模を拡大していくところであったり、あるいは、そもそもその黒字を出したところで、地域還元していくところがあったのですけれども、これについては一応今、今回国の経済対策ということで大々的な補正予算が組まれていますけれども、世界的に物価高騰というのが長期化しているというところと、あと、実は来年度から、電力市場においては、容量市場制度という形での電力会社に対しての抛出を求めるような制度が開始されるということで、非常にまだ不安定な要素というのが多い。こういう状況を一応踏まえて、今後もしばらくは現状維持という形で、市の公共施設向けの小売を継続していくということで、令和5年度から令和7年度は事業計画を立てておるというところです。

実際、経営の規模拡大ということについては今言ったとおり現状維持というところなのですが、逆に一方で、地域への還元という点ではその資料のちょっと下のほうに、利益還元という形で書いておりますが、実際に、会社のほうで一応令和5年度、今年度から、そちらにお示し

しているような形で、まず大学等へ進学する子供に対しての給付型の奨学金というのを、一応今もう既に実施するという事で決定されて、もうこの年内ぐらいに報道発表もしていこうかという事を聞いております。基本的には市内の高校に通っている高校生が進学する際に、入学祝い金というような形で、学校長の推薦を受けた者の中からということで、1人当たり10万円をとというような事で聞いております。

それから、まちの活性化への取組というところで、市内にあるプロバスケットチームが、ホームゲームで主催する試合に、小中学生をメインとしてその保護者も含めた方々を、一応、招待試合みたいな形でやっていこうというところが1つ。

そして、もう1つこれはもうこれまでもやってきているのですが、地域イベントへの協賛金というものを出していくということをお願いしております。

それから今ちょっと資料の中には書いてないのですが、ある程度そうやって黒字があるという中で、現在、宇部市の74施設が、電力会社から電気購入させていただいているのですが、これは中国電力さんから買った場合と比べると基本料金と、あと従量電力料金というのですかね、使用量に応じた電力量の単価、これが5%オフという形で今、購入をしているのですけれども、今の経営状況からいくとそれをまた、受益者に対して還元するという意味で、1月から、その減額の幅をプラス2%上げて7%、中国電力さんの単価比7%オフでの電力を、市に対して需給していくということで今決定したと聞いております。

電力会社についての御報告は以上になります。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際ただいまの報告について、質疑等ありませんか。重枝委員。

**委員（重枝 尚治 君）** 直近の施設が74で、過去はこの資料に載っている令和3年から令和4年で、この時点で2施設ほど減っていますよね。これはどこでどういう理由なのですか。初めに契約したらもうそれはベースで、ずっと逆に増えていくという予想をしていたのですけれども。

**執行部** はい。令和3年度から令和4年度に向けて、契約数が減っているというところの内訳の御質問と思うのですけれども。まず、実は令和3年から令和4年に向けて、3か所の減がありました。その3か所というのが、旧本庁舎、それから旧山口井筒屋宇部店、それからあともう1つが中央町のまちなか環境学習館です。これ、いずれも使用中止ということで、逆に3つ減って1つ増えているのですけれども、それがある程度需給の状況とかというのがしっかり確認できたということで、宇部市男女共同参画センター・フォーユー、こちらのほうが追加されているという形で、今もともと73施設だったものが71という形です。マイナス3プラス1、すなわちマイナス2という状況です。

**委員（重枝 尚治 君）** はい。理解しました。

それで令和5年度から令和7年度の事業計画の中で、容量抛出金の負担が予想されるということなので、現時点ではどれぐらいというのは分かってないのですか。

**執行部** これもなかなかこう、試算をするたびに動いているようなのですけれども、私が直近で聞いているのは、初年度はおよそ1億円弱ぐらいになるのではないかと。それで、2年目以降が四、五千万円ぐらいで落ち着いていくのではないだろうかというようなことで、私が聞いた直近の試算ではそういう数字をいただいています。

**委員（重枝 尚治 君）** その販売先、今後の予定で、現時点の契約を継続して維持していく、それで適時契約拡大を図るということですが、具体的にその対象に成り得る、この事業として成り立つ施設というのは、残り何施設とかというのは把握できているのですか。

**執行部** 基本的には今、契約している74施設で、およそ予定のもの、見込んでいるものは、一応これで固めた状況なのかなというふうな理解です。それで、当然、公共施設の統廃合等も含めて新規設置されたものも含めて、実際には1年間のそういう需給状況というのを、一応確認した後、間違いなく安定的な需要と供給というのが約束できるねということであれば、電力会社のほうでも、新たな契約というのもありますし、今ちょっとそこに書いてあるとおりで、次の段階としてはやはり、国、県の公共施設。そういう、ある程度確実に料金の徴収が間違いないようなところを調査、検討していくということで一応聞いております。

**委員（重枝 尚治 君）** はい。分かりました。

最後に、利益還元のところ、まちの活性化への取組でプロバスケットボールへの招待とか、地域イベントの協賛とされていますが、資料の令和4年度の事業活動のところでも、列記してありますけれども、この協賛というのは、広告、協賛、あるいは資金協賛で、額的にどの程度ですか。

**執行部** 基本的には広告協賛というような形が多いかと思うのですが、安いもので3万円ぐらいから、ちょっと大きいものだと、金額が不確実なのであれなのですけれども。最低3万円程度、今、大体協賛金という形であまり大きな金額ではないです。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。河崎委員。

**委員（河崎 運 君）** 規模が適正な形で運営されていて、今利益が出て安定してきていて、ほっとしているわけなのですけれども。今後の規模拡大はとりあえずまだ様子を見るということでしたけれども、ここの電力購入のうちの市の電源以外の卸電力取引所のこの単価というのはどのぐらいのものなのですか。

**執行部** これ単価というのは、波があるのですけれども。すみません。1キロワットアワー当たり……。

**委員長（城美 暁 君）** 後で調べていただくことでよろしいですか。

**委員（河崎 運 君）** 後でいいです。それともう1点は、利益還元の事業活動のほうで、

おのだ七夕まつり2022に協賛となっていますけれども、これあの供給先の設備、事業所、山陽小野田市のほうにも卸されているのですか。

**執行部** はい。今出資をいただいている、オカダ電気さんだったかな。これの絡みでやはり山陽小野田市のほうにも事業所を、経営されているという中で、やはり今取締役になられている方を目指して、それぞれの協賛をいただけないかという依頼が複数来ておるようなのです。その中で取捨選択をして、このおのだ七夕まつり2022についてはやはり、宇部市の花火大会と同様のものというような判断であろうというふうに認識しております。それでこちらの協賛金が確か3万円だったと思うのですけれども。

**委員（河崎 運 君）** さっきの売り先ということで、山陽小野田市のほうにまで売るといふようなことは、今のところ考えておられるわけではないということによろしいですか。

**執行部** はい。電気、電力の供給というところでいくと、基本的には今は市内、ということ想定しています。将来的には本当に事業所を含めて拡大していくとなった段階では、そこら辺はあれですけれども、現状はまだとてもではないですけれども、その段階には至っていないというような認識です。

**委員（河崎 運 君）** 分かりました。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。松岡委員。

**委員（松岡 伸一 君）** はい。今、山陽小野田市のことを聞こうと思っておりましてので大丈夫です。

**委員長（城美 暁 君）** ほかによろしいですか。

ではないようですので、以上でうべ未来エネルギー株式会社の経営状況について、報告は終わりました。

執行部へ、今、河崎委員の質問で答えられなかった部分、後で御報告いただければと思います。

**執行部** 事務局を通じて。

**委員長（城美 暁 君）** 事務局をお願いします。

---

**委員長（城美 暁 君）** では次にまいりたいと思います。宇部市行財政改善委員会の開催状況について、報告したいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

**執行部** それでは、宇部市行財政改善委員会の開催状況について報告をいたします。

資料は御覧いただけますでしょうか。

まず2ページを御覧ください。行財政改善委員会の概要についてです。限られた行財政資源の中で、多様化する市民ニーズについて適応、対応するため、本市では、不断の行財政改革の取組として事務事業の見直しに積極的に取り組んできました。

この取組、見直しに、外部からの多様な意見を取り入れることにより、より一層の見直しの実効性を高め、持続可能な行財政運営と質の高い行政サービスの提供につなげられるよう、令和3年度からこの委員会を設置しております。

3ページに、事務事業見直しの全体像の表を入れております。本市の事務事業はおよそ1,000の事務事業があり、令和5年度はその3分の1に当たる339事業について見直しを行いました。そのうち市民生活に密接に関わる事業の中から、外部からの御意見をいただきたい5事業を選定したところです。

4ページを御覧ください。4ページには、委員及び委員会の概要を説明しております。6名の委員による委員会を、事業概要の資料から、事前質問等いただいた上で、4回開催し、各担当課からヒアリングを行い、議論いただきました。

5ページに、対象事業の説明を入れております。大きなくくりでいうと、AからDの4事業になります。これらについて、データに基づく評価検証ができているか、あるいは事業内容がコストに見合うものになっているかなどの観点から、その見直しの方向性について検討いただいたところです。

具体的には6ページ以降にそれぞれ記載しておりますが、全体として御報告申し上げますと、事務事業の見直しの方向性について、官民連携の手法の検討や、あるいは基準の明確化、あるいは費用対効果の検討、また、県の類似事業との連携や相乗効果の検討など、対象事業全てについて、手法の見直しをしたほうが良いとの御意見をいただいております。これらの委員会の御意見につきましては、担当課に説明をそれぞれしておりますが、この御意見に対して今後どのように検討を進めていくかということに関しては、来年度予算にどのように反映させるかも含めて、それぞれ検討に着手しているところです。

市民生活に影響が大きいもの、あるいは具体的な手法について、専門的に検討する必要があるものにつきましては、その分野の専門家等の御意見も伺った上で進めていくことになるというふうに考えているところでございます。

以上が、行財政改善委員会の開催状況の報告になります。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告に対して質疑等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**委員長（城美 暁 君）** よろしいですか。

ないようですので、以上で、宇部市行財政改善委員会の開催状況について、報告を終わります。

---

**委員長（城美 暁 君）** 次に、本来であればその他の事項となりますが、ここで常任委員会を中断し、分科会に移りたいと思います。分科会が終わり次第、その他の事項に戻りますので、

よろしくお願いいたします。

—— 午前11時22分散会 ——

---

—— 午前11時36分再開 ——

**委員長（城美 暁 君）** それでは、先ほど中断をしました委員会を再開いたします。

その他の事項としまして、12月に提出されました提言についてお知らせします。

公益財団法人全国法人会総連合より議長宛てに提言が提出されました。

総務財政委員会所管の内容であったため、タブレットの中に、本日の資料としてアップしておりますので、御確認されますようお願いします。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

---

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、総務財政委員会を閉会します。

—— 午前11時38分閉会 ——

---

令和5年12月14日

総務財政委員会委員長 城 美 暁